

平成31(2019)年度 市民税・府民税の申告のご案内

平素は、門真市税務行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年も申告書を提出していただく時期となりました。この説明書をご参照の上、**申告期限 平成31年3月15日(金)**までに申告していただきますようお願いいたします。
 ※平成31年1月1日現在20歳の人については、状況確認のため送付させていただいております。

南都市民センターでの出張受付 日時:平成31年2月6日(水)・7日(木) 9時～12時、13時～16時	申告期間 平成31年2月18日(月)～3月15日(金) 申告期限が近づきますと窓口が大変混雑します。申告はお早めにお越しください。
---	---

郵送による受付も行っておりますので、郵送により申告される場合は、申告書をご記入の上、申告内容が確認できる資料(「申告に必要なもの」参照)を同封してください。(電話番号は必ず記入してください。)

◎市民税・府民税の申告が必要な方(下図を参照して申告が必要な方は申告してください。)

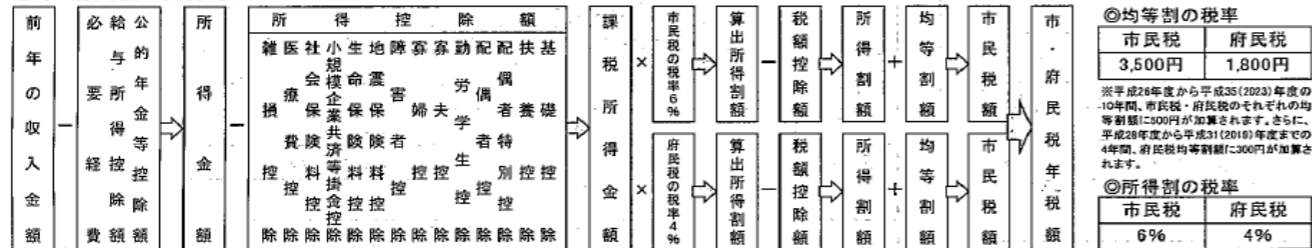
平成31年1月1日に門真市内に住所を有する	平成30年中の収入あり	給与収入のみ又は、公的年金収入のみ(※1を除く。)の方で、勤務先等から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出される方	不要
		(※1)公的年金収入のみで医療費控除・社会保険料控除・扶養控除などの所得控除を市・府民税でのみ受けようとする方	必要
		合計所得金額(※2)が先に求めた金額以下の方 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+21万円 (※3)同一生計配偶者や扶養親族がない場合は35万円(市税条例第14条第2項)	不要
		確定申告が済んでいる	不要
		上記以外の方	必要
	平成30年中の収入なし		不要(※4)

(※2)合計所得金額は、一般的には総所得金額と同額です。但し、前年度以前の純損失又は繰越損失がある場合は、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後の総所得金額となります。
 (※3)同一生計配偶者とは本人と生計を一にする配偶者のこと。(平成30年中の合計所得金額が38万円以下の場合)
 (※4)平成30年中に所得がない人でも、国民健康保険料・各種手当・申請などの算定に必要な資料となる場合がございます。その場合は申告書裏面11に必要事項をご記入の上ご提出ください。

◎所得税の確定申告が必要な方

- 所得税の還付を受ける方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ※ 給与所得の収入金額から、各種の所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 公的年金等の収入金額が400万円以下でも、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上の方

◎市・府民税の計算方法 ※分業課税所得がある場合は、計算方法が異なります。



◎市・府民税が非課税の方

- 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方(均等割・所得割非課税)
- 障害者、寡婦、寡夫、未成年者で前年中の合計所得金額が125万円以下の方(均等割・所得割非課税※退職分離所得割を除く。)
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である方(均等割非課税)
 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 21万円$ (加算額。同一生計配偶者や扶養親族がない場合は加算額なし。)
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である方(所得割非課税※退職分離所得割を除く。)
 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 32万円$ (加算額。同一生計配偶者や扶養親族がない場合は加算額なし。)

◎給与所得金額の計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 - 650,000円
1,619,000円 ～ 1,618,999円	969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A): (A) × 2.4
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与収入金額 ÷ 4 (A) × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	給与収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円～	給与収入金額 - 2,200,000円

◎公的年金等に係る雑所得の計算表

受給者の年齢	公的年金等収入金額(B)	公的年金に係る雑所得金額
65歳未満の人(昭和29年1月2日以降に生まれた人)	～ 1,299,999円	(B) - 700,000円 ※マイナスの場合は0
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 785,000円
65歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	～ 3,299,999円	(B) - 1,200,000円 ※マイナスの場合は0
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(B) × 75% - 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B) × 85% - 785,000円
	7,700,000円～	(B) × 95% - 1,555,000円

※障害年金・遺族年金・老齢福祉年金・増加恩給は公的年金には含まれず、非課税所得となります。

◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

控除額	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の右の割合を乗じた額	3/5	2/5

※控除しきれない金額は不足額を還付又は充当します。

申告に必要なもの

- (1) 申告書(同封の用紙)
 - (2) 印かん(認印でも結構です。ただし、シャチハタ等、スタンプ印は不可。)
 - (3) 源泉徴収票など収入がわかるもの(※給与所得以外の所得がある人は、収支内訳書等を必ずご持参ください。)
 - (4) 社会保険料の控除証明書・領収書や生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - (5) 障害者手帳・学生証など、その他所得・控除の証明ができるもの
 - (6) 医療費控除の明細書
 医療費の領収書の代わりに、前年中に支払った医療費の内訳を転記した「医療費控除の明細書」が必要となります。
 ※医療費通知書(医療費のお知らせ)をもって領収書に代えることも可
 - (7) 本人確認書類
 【一種類の書類提示(添付)だけで良いもの】個人番号カード
 【二種類の書類提示(添付)が必要なもの】下記の①本人(委任者)の番号確認書類 と ②身元確認書類が必要で、
 ①番号確認書類の具体例
 通知カード、個人番号が記載された住民票写し又は、住民票記載事項証明書
 ②身元確認書類の具体例
 写真付のもの…運転免許証、旅券、障害者手帳、在留カード等
 写真付でないもの…公的医療保険の被保険者証、児童手当証書、印字済申告書等
- 代理人が申告する場合の本人確認
 本人(委任者)の番号確認書類(上記①参照)と下記の代理人確認書類が必要で、
 ・同居する配偶者および親族 上記の代理人の身元確認書類
 ・法定代理人 上記の代理人の身元確認書類および戸籍謄本等その他その資格を有する書類
 ・法定代理人以外 上記の代理人の身元確認書類および税務代理権限証書あるいは、上記の身元確認書類および本人(委任者)の印鑑登録証明書とそれに登録されている押印のある委任状

◎税額控除

1. 調整控除
 税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため一定の金額を控除します。
 (控除額)
 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合
 次の①、②のいずれか少ない金額の5%
 ① 人的控除額の差の合計額
 ② 合計課税所得金額
 (2) 合計課税所得金額が200万円超の場合
 [人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)]の5%
 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。
2. 外国税額控除
 外国にその源泉がある所得について、その国の法令によって所得税・住民税に相当する課税がされた時、一定の方法により税額控除を行います。
3. 配当控除
 配当所得がある場合、市・府民税の算出税額から一定の金額を控除します。

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外 0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

4. 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成33(2021)年12月までの間に同居され、前年分の所得税において住宅借入金等特別税額控除を受けた人が対象です。

市・府民税からの控除額

居住年月日	控除額
平成21年～平成26年3月	以下の1・2のいずれか小さい額(限度額97,500円) 1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額等 × 5%
平成26年4月～平成33(2021)年12月	以下の1・2のいずれか小さい額(限度額136,500円)(※1) 1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額等 × 7%

(※1)この控除額は、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における金額であり、それ以外の場合における控除額は、所得税の課税総所得金額等の5%(限度額97,500円)になります。
 なお、この制度の適用を受けるためには、市への申告は不要ですが、所得税の確定申告が年末調整が必要になります。

5. 寄附金税額控除

- ① 都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ② 都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金
- ③ ④および⑤に該当する寄附金が寄附金控除の対象となります。また、③に該当する寄附金はふるさと寄附金の扱いとなり、控除額は①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)
- ① 基本控除額(対象となる寄附金すべてに適用)
 (対象となる寄附金の合計額 - 2,000円) × 10%
- ② 特例控除額(ふるさと寄附金にのみ適用)
 (対象となる寄附金の合計額 - 2,000円) × 特例控除適用率
 (特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の2割です。)

特例控除適用率表

※特例控除適用率とは、市・府民税の課税総所得金額等(総所得金額等 - 所得控除額)から所得税との人的控除額の差の合計額を差し引いた金額により算出することができます。

課税総所得等 - 人的控除の差の合計額	所得税の税率-A	特例控除適用率 [90% - (A × 1.021)]
0円未満	0%	90%
0円から195万円以下	5%	84.895%
195万円を超え 330万円以下	10%	79.79%
330万円を超え 695万円以下	20%	69.58%
695万円を超え 900万円以下	23%	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	33%	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	49.16%
4,000万円超	45%	44.055%

【ワンストップ特例を利用する人】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、申告特例申請書の提出により、確定申告をすることなく、所得税控除相当分を含む控除を受けることができます。

○注意点

- ・5団体を超える自治体に寄附を行った場合は特例が適用されないため、寄附金税額控除を受けるために確定申告をする必要があります。
- ・医療費控除等で確定申告あるいは市・府民税の申告をされた場合は、寄附金の申告が必要です。
- ・ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式にて変更手続きが必要です。

◎寄附金税額控除(大阪府 市民公益税制)

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対する寄附金については、個人府民税の所得割の税額控除の対象となります。
 (控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)

《対象となる寄附金》: 地方税法第37条の2第1項第3号又は第4号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金

控除額 = (支出した寄附金の額 - 2,000円) × 4%